

## 遊漁規則の変更申請一覧

No	漁業協同組合	変更申請内容	改正前	改正案	施行日
1	更 増	1 キャッチアンドリース区間の設置 2 遊漁料の額の変更	1 キャッチアンドリース区間の設置 (新設)  2 遊漁料 あゆ以外の魚種 1日 <u>520円</u>	1 キャッチアンドリース区間の設置 (1) 魚種にじます (2) 区域 千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間 (3) 期間 10月1日から翌年2月15日まで  2 遊漁料 あゆ以外の魚種 1日 <u>800円</u>	1 認可日 2 平成31年4月1日
2	犀川殖産	遊漁料の額の変更	遊漁料 小学生以下の者 無料 中学生及び身体障害者 2分の1に相当する額	遊漁料 中学生以下の者 無料 高校生及び身体障害者 2分の1に相当する額	認可日
3	下伊那	遊漁承認証 様式の変更	[注意事項]	[注意事項] 【注意事項】の加除修正	平成31年4月1日
4	遠 山	遊漁承認証 様式の変更 び新設	[注意事項]	1 【注意事項】の加除修正 2 オンライン販売用様式の新設	平成31年4月1日

審査 一

## 遊漁料の審査基準 (平成21年12月28日農政部長通知)

### (1) 共通事項

#### ア 承認期間1年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の2.7倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.7倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の2.1倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.1倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

#### イ 承認期間1日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の4分の1以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の4分の1を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

### (2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、平成21年12月22日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。

## 現場付加金の指導基準 (平成23年8月1日農政部長通知)

### (1) 現場付加金の性格

現場付加金とは、漁場監視員の遊漁料徴収手当（危険手当、不快手当等）の対価である。

### (2) 現場付加金の設定及び変更を行う場合は次によること。

#### ア 現場付加金は、遊漁規則に規定すること。

#### イ 現場において徴収できる遊漁料は、日釣料金のみとする。

#### ウ 額は、1,000円を限度とする。

なお、額の設定は、各漁業協同組合の実情及び漁場の状況を勘案し行うものとする。

エ 設定及び変更（増額する場合に限る。）に当たっては、現行の遊漁料納付場所について見直しを行う等、遊漁者が遊漁料を納付しやすい体制の整備を図ること。具体的には、以下のようないくつかの措置をとるよう努めること。

#### (ア) 遊漁券販売所の増設、販売時間の見直しを行うこと

#### (イ) 原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる遊漁券販売所を設置すること

#### (ウ) 現場付加金の設定等について、遊漁者に周知すること

この指導基準は、平成23年8月1日から施行する。

この審査基準の施行前に認可した遊漁規則における現場付加金については、なお従前の例による。



## 遊漁規則変更認可申請書

平成30年6月7日

長野県知事 阿部 守一様

千曲市上山田温泉2丁目11-3

更埴漁業協同組合

代表理事組合長 吉池富



平成30年3月8日付長野県指令29園畜第1387号で認可のあった内共1号第5種  
共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

### 添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

## 遊漁規則変更理由書

### 1 キャッチアンドリリース区間の設置について

平成29年度に「元気づくり支援金」により「釣一リズム信州 千曲市戸倉上山田地域協議会」を立ち上げ、10月1日から翌2月15日までの間、万葉橋、大正橋間をニジマスの冬期集中放流釣場とし、長く釣りを楽しめるようキャッチアンドリリース区間として遊漁者にお願いをしたところ、持ち帰る釣り人も多く、他の遊漁者より苦情が多く組合にも寄せられた。

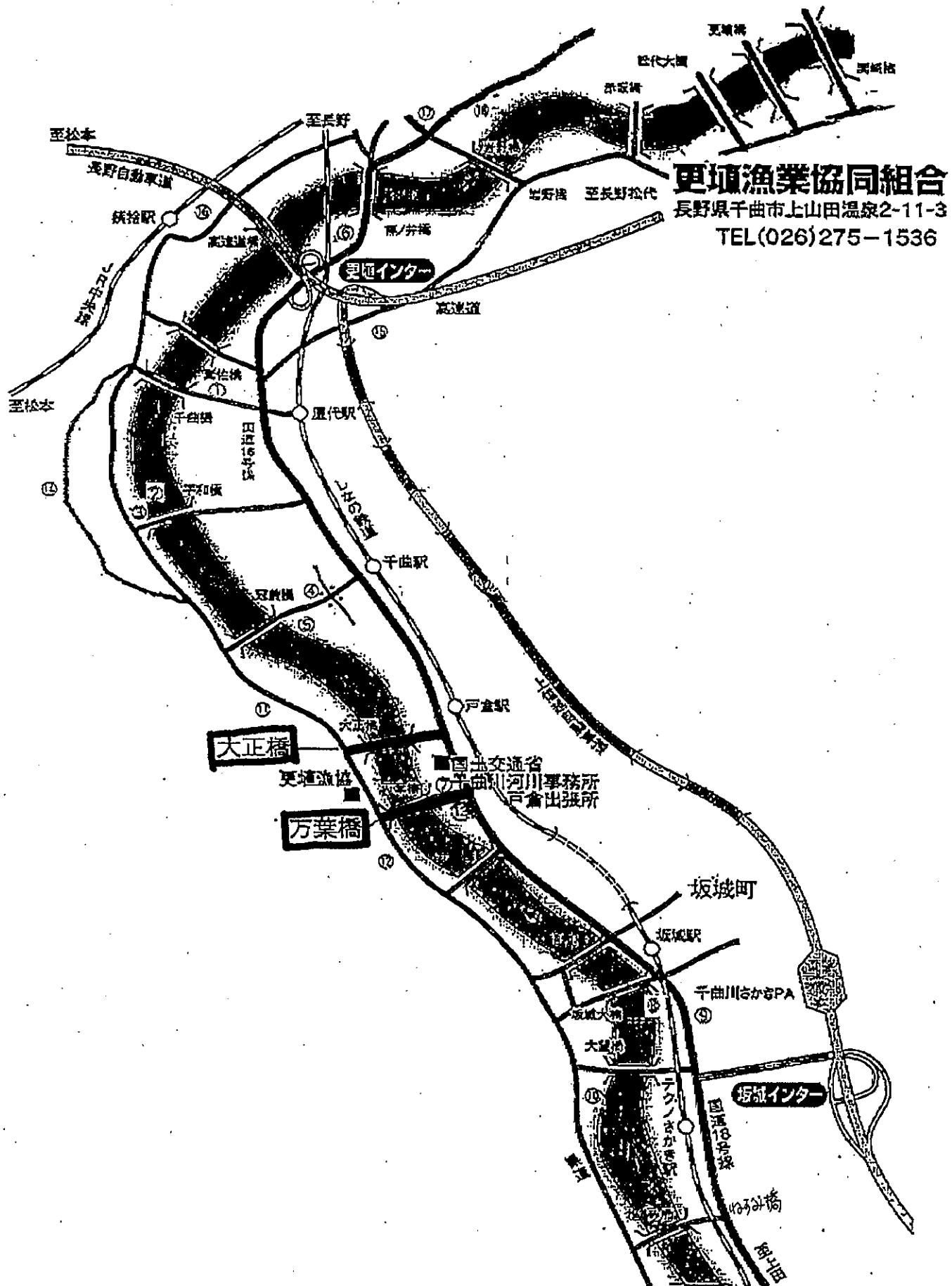
キャッチアンドリリース区間を設置して遊漁規則に明記にすることにより、トラブルを避け、多くの遊漁者が長く釣りを楽しめるようにしたい。

### 2 遊漁料の額の変更について

1日券の金額は、平成26年1月以降変更しておらず、800円にして増収につなげ、ニジマス等の放流量を増やしたい。

更埴漁業組合遊漁規則一部変更新旧対照表

改 正	案	現	行
(キャッチアンドリース区間の設置)		(キャッチアンドリース区間の設置)	(新設)
第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、その場で再放流しなければならない。	第3条 (新設)		
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	
にじます	内共第1号漁業権漁場区域のうち、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間	10月1日から翌年2月15日まで	
(漁具、漁法の制限)		(漁具、漁法の制限)	
第4条 (略)		第3条 (略)	
(遊漁期間)		(遊漁期間)	
第5条 (略)		第4条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
(全長制限)		(全長制限)	
第6条 (略)		第5条 (略)	
(遊漁料の額及び納付の方法)		(遊漁料の額及び納付の方法)	
第7条 (略)		第6条 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
魚 種	承認期間	遊漁料	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
あゆ以外の魚種	1日	800円	520円
(1年にあっては置針を含む)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)			



## 県内の漁協別遊漁料等の状況

(H30.4.1 現在)

(円)

漁協名	組合員賦課金	あゆ			あゆ以外			現場付加金
		1日券	1年券	負担割合(2.7倍以内) (年券/賦課金)	1日券	1年券	負担割合(2.1倍以内) (年券/賦課金)	
南佐久南部	3,500	2,100	8,400	2.40	1,700	8,400	2.40	700
佐久	8,000	2,200	13,000	1.63	1,300	6,500	0.81	700
上小	10,000	2,160	12,900	1.29	1,300	6,400	0.64	700
更埴	5,000	2,160	12,960	2.59	800	5,400	1.08	1,000
千曲川	3,000	2,000	9,000	3.00	500	5,000	1.67	800
北信	3,500	1,200	6,500	1.86	1,000	5,000	1.43	200
高水	4,000	—	—	—	800	5,000	1.25	700
奈良井川	5,000	2,000	8,000	1.60	1,000	6,300	1.26	1,000
波田	2,000	—	—	—	1,050	4,200	2.10	1,000
安曇	2,000	—	—	—	1,050	4,200	2.10	1,000
犀川	3,000	—	—	—	1,000	6,300	2.10	700
北安中部	3,000	—	—	—	1,000	5,000	1.67	500
犀川殖産	4,000	1,500	8,000	2.00	1,000	5,000	1.25	1,000
裾花川水系	3,500	1,500	6,000	1.71	1,000	5,000	1.43	1,000
諏訪東部	5,000	1,800	9,000	1.80	1,000	6,000	1.20	500
天竜川	4,500	2,200	8,800	1.96	1,100	6,600	1.47	1,000
下伊那	4,000	2,000	10,000	2.50	1,000	10,000	2.50	1,000
志賀高原	2,000	—	—	—	500	3,000	1.50	—
姫川上流	4,000	—	—	—	1,000	5,000	1.25	1,000
木曾川	4,500	2,000	8,000	1.78	2,000	9,000	2.00	1,000
釜無川	3,500	—	—	—	1,000	3,500	1.00	500
根羽川	800	2,800	10,000	12.50	800	3,500	4.38	300
遠山	3,000	2,000	7,000	2.33	2,000	7,000	2.33	700
諏訪湖	3,000	—	—	—	1,000	6,000	2.00	500
松原湖	3,000	—	—	—	500	3,500	1.17	—
野尻湖	15,000	—	—	—	700	6,000	0.40	500
青木湖	2,000	—	—	—	1,000	4,000	2.00	—
木崎湖	3,000	—	—	—	1,000	4,000	1.33	—
佐久養殖	1,000	—	—	—	—	—	—	—
長野県養殖	—	—	—	—	—	—	—	—
信州虹鱒養殖	10,000	—	—	—	—	—	—	—
浪合	2,000	—	—	—	800	—	—	100
平谷村	1,500	—	—	—	800	4,000	2.67	200
寒天	30,000	—	—	—	—	—	—	—



## 遊漁規則変更認可申請書

30犀殖第16号

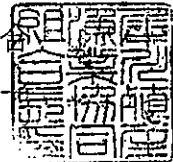
平成30年6月4日

長野県知事 阿部 守一 様

長野市信州新町新町34-8

犀川殖産漁業協同組合

代表理事組合長 関崎 裕



平成25年12月4日付長野県指令25園畜第897号の14で認可のあつた犀川殖産漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

### 添付書類

- 1 変更の理由書
- 2 変更新旧対照表
- 3 遊漁規則変更の議決をした総代会の議事録謄本
- 4 現行遊漁規則

## 変更理由書

近年の組合員や釣り人の減少は、高齢化がその原因の一つになっている。それをくいとめる方途として考えられることが、子供のころから釣りに興味を持つてもらうということである。当組合はそれを目的として、あやとり橋付近で毎年釣大会を開催し、子供の参加者を増やす努力をしているところである。幸い親子連れで来る人、一人で来る中学生・高校生など、20人前後参加してくれる。

もう一つ、子供たちに釣りをしてもらう方法として遊漁料の改定がある。危険管理上、小学生が一人で川で釣りをするということは、ほぼ考えられないが、中学生や高校生になると一人で釣りをしているのが見受けられる。そこで、遊漁規則で、現在、小学生以下無料、中学生2分の1の額、高校生が一般と同じ額、となっているが、これを、中学生以下無料、高校生は2分の1の額に改定したい。高校生にしてもその方が釣券を求めやすくなると思う。

犀川殖産漁業協同組合

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則一部改正

新旧対照表

平成30年5月26日

犀川殖産漁業協同組合

第9号議案 遊漁規則の一部改正について  
犀川殖産漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のとおり改正する。

		新旧対照表					
改正後		現行					
(遊漁料及び納付の方法)			(遊漁料及び納付の方法)				
第8条 (略)			第8条 (略)				
(1)	(略)		(1)	(略)			
(2)	前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者は、下欄に掲げるとおりとする。		(2)	前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者は、下欄に掲げるとおりとする。			
区分	遊漁料	区分	遊漁料	区分	遊漁料		
小学生以下の者	無料	小学生以下の者	無料	中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額		
高校生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額						

附則  
この規則の変更は、平成年月日(行政庁の認可の日)から施行する。

(注) 行政庁の指導により文言等変更となる場合がある。



30下漁發第50号  
平成30年7月6日

遊漁規則変更認可申請書

長野県知事  
阿部守一様

長野県飯田市松尾明7499番地  
下伊那漁業協同組合  
代表理事組合長 下島保徳



平成25年12月4日付長野県指令25園第902号の6にて認可のあった、  
内共第6号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので認可して下さい。

添付書類

- 1 変更しようとする新旧条項.
- 2 変更しようとする理由.
- 3 総代会の議事録.



## 1 変更しようとする新旧条項

中部電力からの注意文の文言変更の申請が提出された。

下伊那漁業協同組合 遊漁規則

- ①様式第1-1号 遊漁承認証（雑魚1日券）⇒ 注意文（文言）変更
- ②様式第1-2号 遊漁承認証（雑魚1日券）⇒ 注意文（文言）変更
- ③様式第1-3号 遊漁承認証（雑魚1日券）⇒ 注意文（文言）変更
- ④様式第2-1号 遊漁承認証（鮎 1日券）⇒ 注意文（文言）変更
- ⑤様式第2-2号 遊漁承認証（鮎 1日券）⇒ 注意文（文言）変更
- ⑥様式第2-3号 遊漁承認証（鮎 1日券）⇒ 注意文（文言）変更
- ⑦様式第3号 遊漁承認証（1年券）⇒ 注意文（文言）変更

(変更前)

①～⑥様式

- 中部電力からお願い
- ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。
  - ・サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。

⑦様式

- 中部電力からお願い
- ・サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。
  - ・釣場の頭上、前後に電線がないことを確認して下さい。

(変更後)

①～⑦様式

- 中部電力からお願い
- ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
  - ◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。



## 2 変更しようとする理由

### (変更理由)

中部電力株式会社より、「水力発電設備の維持運用業務における水難事故防止への取り組みにおいて、水難事故防止注意文（当組合・雑魚日釣遊漁証、鮎日釣遊漁証及び遊漁承認証に記載）に、「サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。」とあるが、河川によつては、サイレンが設置されていないダムもあるため、この注意文面では誤解を招く表現であることから、注意文面を見直したい。」との変更依頼があり、検討した結果、重大な事故に繋がる恐れがあると判断したため、遊漁規則各様式注意文の文言を変更する。

現 行					
様式第1-2号 逆魚承認証（雑魚1日券）			様式第1-2号 逆魚承認証（雑魚1日券）		
コンビニ発券機による日釣遊漁証（コンビニにより様式は若干異なります）					
遊漁料 漁具、漁法 遊漁日	1,000円 竿釣 年月日	魚種 年月日	承認日 年月日	雜魚日釣遊漁証 年月日	下伊那漁業協同組合長 年月日
注意事項					
<p>(1)遊漁の際は必ず持参すること。          (2)監視員の職名とそれを記入を強制すること。          (3)表示以外の魚種、漁法の使用はできません。          (4)遊漁において遊漁場を離れて出漁するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。          (5)遊反行為をしていない者は必ず以後の遊漁を拒否することができます。          (6)本船を他人に貸すことは認められません。          (7)魚全長の規制 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい16cm以下、ふな、えぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、さわらや8cm以下のものは採捕してはならない。          (8)荷物禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。かじか、3月1日から5月15日まで。</p>					
販売店：					
<p>・釣場の頭上後の危険に注意して下さい。          ・サイレンが鳴ったら離れて下さい。</p>					

現 行					
様式第1-3号 逆魚承認証（雑魚1日券）			様式第1-3号 逆魚承認証（雑魚1日券）		
インターネット販売による日釣遊漁証					
遊漁料 魚種 漁具、漁法 遊漁日	1,000円 竿釣 年月日	魚種 年月日	承認日 年月日	雜魚日釣遊漁証 年月日	下伊那漁業協同組合長 年月日
注意事項					
<p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。          (2)監視員の職名とときは本証は提出すること。          (3)表示以外の魚種、漁法の使用はできません。          (4)遊漁をする場合は必ず出漁場を離れて出漁するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。          (5)遊反行為をしていない者は必ず以後の遊漁を拒否することができます。          (6)本船を他人に貸すことは認められません。          (7)魚全長の規制 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい16cm以下、ふな、えぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、さわらや8cm以下のものは採捕してはならない。          (8)荷物禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。          (9)荷物禁止期間 あまご、いわな、にじます 3月1日から5月15日まで。</p>					
販売店：					
<p>・釣場の頭上後の危険に注意して下さい。          ・サイレンが鳴ったら離れて下さい。</p>					

現 行					
様式第1-2号 逆魚承認証（雑魚1日券）			様式第1-2号 逆魚承認証（雑魚1日券）		
コンビニ発券機による日釣遊漁証（コンビニにより様式は若干異なります）					
遊漁料 漁具、漁法 遊漁日	1,000円 竿釣 年月日	魚種 年月日	承認日 年月日	雜魚日釣遊漁証 年月日	下伊那漁業協同組合長 年月日
注意事項					
<p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。          (2)監視員の職名とときは本証は提出すること。          (3)表示以外の魚種、漁法の使用はできません。          (4)遊漁をする場合は必ず出漁場を離れて出漁するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。          (5)遊反行為をしていない者は必ず以後の遊漁を拒否することができます。          (6)本船を他人に貸すことは認められません。          (7)魚全長の規制 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい16cm以下、ふな、えぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、さわらや8cm以下のものは採捕してはならない。          (8)荷物禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。          (9)荷物禁止期間 あまご、いわな、にじます 3月1日から5月15日まで。</p>					
販売店：					
<p>◆降雨時水位に沿っためぬれ止めグム・着地所の作業等などに          お困り時は、川の水位が変動しますので注意ください。          ◆釣場の頭上後の危険に注意してください。          ◆釣場の頭上前後の危険に注意してください。</p>					

第二行  
券式第2-2号 游漁承認証(鈎1日券)

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより券式は若干異なります)

鯵日釣遊漁証			
登録日	承認日	年	月
遊漁料 漁具、漁法 遊漁日	2,000円 竿釣	魚種 鮎	鈎
年 月 日			

下伊那漁業協同組合長

**注意事項**

- (1)遊漁の際に本証は必ず携帯すること。
- (2)登記員の登記とおなじ水位を表示すること。
- (3)お記入の水位は、他の使用場所はできません。
- (4)遊漁する場合は、おなじ水位で遊漁料を支払うときの遊漁料は、1,000円を附加した額とする。
- (5)違反行為をしてしまった者は遊漁料を支払う又は以後の遊漁を拒絶することができます。
- (6)本証を他人に貸すなどして譲り受けた場合は、本証は無効となります。

販売店:  
・製場の頭上からの花線に注意して下さい。  
・サインが埋つたら川から離れて下さい。

様式第2-3号 游漁承認証(鈎1日券)  
インターネット販売による日釣券遊漁証

鯵日釣遊漁証			
登録日	承認日	年	月
遊漁料 漁具、漁法 遊漁日	2,000円 竿釣	魚種 鮎	鈎
年 月 日			

下伊那漁業協同組合長

**注意事項**

- (1)遊漁の際に本証は必ず携帯すること。
- (2)登記員の登記とおなじ水位を表示すること。
- (3)お記入の水位は、他の使用場所はできません。
- (4)遊漁をする場合は、おなじ水位で遊漁料は1,000円を附加した額とする。
- (5)違反行為をしてしまった者は遊漁料を支払う又は以後の遊漁を拒絶することができます。
- (6)本証を他人に貸すなどして譲り受けた場合は、本証は無効となります。

中飴釣からお酒、  
◆醸用山水にウラジム佐藤およびグム、茶化所の作製販売ならびに  
販売店:  
・製場の頭上からの花線に注意して下さい。  
・サインが埋つたら川から離れて下さい。

改 正 後  
券式第2-2号 游漁承認証(鈎1日券)

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより券式は若干異なります)

鯵日釣遊漁証			
登録日	承認日	年	月
遊漁料 漁具、漁法 遊漁日	2,000円 竿釣	魚種 鮎	鈎
年 月 日			

下伊那漁業協同組合長

**注意事項**

- (1)遊漁の際に本証は必ず携帯すること。
- (2)登記員の登記とおなじ水位を表示すること。
- (3)お記入の水位は、他の使用場所はできません。
- (4)遊漁をする場合は、おなじ水位で遊漁料は1,000円を附加した額とする。
- (5)違反行為をしてしまった者は遊漁料を支払う又は以後の遊漁を拒絶することができます。
- (6)本証を他人に貸すなどして譲り受けた場合は、本証は無効となります。

販売店:  
◆醸用山水にウラジム佐藤およびグム、茶化所の作製販売ならびに  
販売店:  
◆製場の頭上からの花線に注意して下さい。

様式第2-3号 游漁承認証(鈎1日券)  
インターネット販売による日釣券遊漁証

鯵日釣遊漁証			
登録日	承認日	年	月
遊漁料 漁具、漁法 遊漁日	2,000円 竿釣	魚種 鮎	鈎
年 月 日			

下伊那漁業協同組合長

**注意事項**

- (1)遊漁の際に本証は必ず携帯すること。
- (2)登記員の登記とおなじ水位を表示すること。
- (3)お記入の水位は、他の使用場所はできません。
- (4)遊漁をする場合は、おなじ水位で遊漁料は1,000円を附加した額とする。
- (5)違反行為をしてしまった者は遊漁料を支払う又は以後の遊漁を拒絶することができます。
- (6)本証を他人に貸すなどして譲り受けた場合は、本証は無効となります。

中飴釣からお酒、  
◆醸用山水にウラジム佐藤およびグム、茶化所の作製販売ならびに  
販売店:  
◆製場の頭上からの花線に注意して下さい。

<p>様式第1-1号・ 現行 (表)</p>	<p>遊漁承認証(雑魚1日券) 遊漁日釣遊漁証 NO _____</p> <p>◆ 魚の頭上前後の電線に注意して下さい。</p> <p>遊漁料 月 日</p> <p>魚種 鮎を除く魚種 円</p> <p>漁具、漁法 竿釣 円</p> <p>有効期間</p> <p>板人</p> <p>サイレンが鳴つたら川から離れて下さい。</p> <p>下伊那漁業協同組合 (印)</p>	<p>様式第1-1号 改正後 (表)</p> <p>遊漁承認証(雑魚1日券) 遊漁日釣遊漁証 NO _____</p> <p>◆ 魚の頭上前後の電線に注意して下さい。</p> <p>遊漁料 月 日</p> <p>魚種 鮎を除く魚種 円</p> <p>漁具、漁法 竿釣 円</p> <p>有効期間</p> <p>板人</p> <p>◆ 魚の頭上前後の電線に注意して下さい。 中筋電柱止時には川の水位が変動しますのでご注意ください。 お盆およびダム・発電所の作業時などには</p> <p>下伊那漁業協同組合 (印)</p>
	<p>月 日 肩</p> <p>遊漁料 円 NO _____</p>	<p>月 日 肩</p> <p>遊漁料 円 NO _____</p>
	<p>(裏)</p>	<p>(裏)</p>
	<p>注意事項</p> <p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。 (2)監視員の要求あるときは本証を提示すること。 (3)認定以外の漁具の使用はできません。 (4)遊漁をする漁場において他の出港見付したときの 遊漁料は1,000円を付明た額とする。 (5)違反行為を行った者は遊漁の申込を前に又は以後の 違反を防ぐことを約束します。 (6)本証を他人に貸すなど譲り受けさせなさい。 (7)魚全長の腹巻(あまごいわま)に15cm以下、 18cm以下、5cm、10cm以下、30cm以下、 5cm以下、10cm以下、30cm以下、 (8)係船糾正期間あり、いつまであります。 2月15日まで、かじか、3月1日から5月15日まで。</p>	

様式第2-1号	現行 遊漁承認証(鯪1日券)	改正後 遊漁承認証(鯪1日券)																																				
(表)																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鯪日釣遊漁証</td> <td style="text-align: center;">NO _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">遊漁料</td> <td style="text-align: right;">鯪</td> <td style="text-align: right;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">魚種</td> <td style="text-align: right;">竿釣</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">漁具、漁法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">有効期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中部電力出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中部電力からお願い</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">板人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">サイレンが鳴つたら川から離れて下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下伊那漁業協同組合(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">月 日 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">遊漁料 円 NO _____</td> </tr> </table>			鯪日釣遊漁証		NO _____	遊漁料	鯪	日	魚種	竿釣		漁具、漁法			有効期間			中部電力出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに	◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。		中部電力からお願い			板人			サイレンが鳴つたら川から離れて下さい。			下伊那漁業協同組合(印)			月 日 殿			遊漁料 円 NO _____		
鯪日釣遊漁証		NO _____																																				
遊漁料	鯪	日																																				
魚種	竿釣																																					
漁具、漁法																																						
有効期間																																						
中部電力出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに	◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。																																					
中部電力からお願い																																						
板人																																						
サイレンが鳴つたら川から離れて下さい。																																						
下伊那漁業協同組合(印)																																						
月 日 殿																																						
遊漁料 円 NO _____																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鯪日釣遊漁証</td> <td style="text-align: center;">NO _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">遊漁料</td> <td style="text-align: right;">鯪</td> <td style="text-align: right;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">魚種</td> <td style="text-align: right;">竿釣</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">漁具、漁法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">有効期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下伊那漁業協同組合(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">月 日 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">遊漁料 円 NO _____</td> </tr> </table>			鯪日釣遊漁証		NO _____	遊漁料	鯪	日	魚種	竿釣		漁具、漁法			有効期間			◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。			下伊那漁業協同組合(印)			月 日 殿			遊漁料 円 NO _____											
鯪日釣遊漁証		NO _____																																				
遊漁料	鯪	日																																				
魚種	竿釣																																					
漁具、漁法																																						
有効期間																																						
◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。																																						
下伊那漁業協同組合(印)																																						
月 日 殿																																						
遊漁料 円 NO _____																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鯪日釣遊漁証</td> <td style="text-align: center;">NO _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">遊漁料</td> <td style="text-align: right;">鯪</td> <td style="text-align: right;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">魚種</td> <td style="text-align: right;">竿釣</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">漁具、漁法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">有効期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下伊那漁業協同組合(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">月 日 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">遊漁料 円 NO _____</td> </tr> </table>			鯪日釣遊漁証		NO _____	遊漁料	鯪	日	魚種	竿釣		漁具、漁法			有効期間			◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。			下伊那漁業協同組合(印)			月 日 殿			遊漁料 円 NO _____											
鯪日釣遊漁証		NO _____																																				
遊漁料	鯪	日																																				
魚種	竿釣																																					
漁具、漁法																																						
有効期間																																						
◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。																																						
下伊那漁業協同組合(印)																																						
月 日 殿																																						
遊漁料 円 NO _____																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鯪日釣遊漁証</td> <td style="text-align: center;">NO _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">遊漁料</td> <td style="text-align: right;">鯪</td> <td style="text-align: right;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">魚種</td> <td style="text-align: right;">竿釣</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">漁具、漁法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">有効期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下伊那漁業協同組合(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">月 日 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">遊漁料 円 NO _____</td> </tr> </table>			鯪日釣遊漁証		NO _____	遊漁料	鯪	日	魚種	竿釣		漁具、漁法			有効期間			◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。			下伊那漁業協同組合(印)			月 日 殿			遊漁料 円 NO _____											
鯪日釣遊漁証		NO _____																																				
遊漁料	鯪	日																																				
魚種	竿釣																																					
漁具、漁法																																						
有効期間																																						
◆ 魚場の頭上前後の電線に注意してください。																																						
下伊那漁業協同組合(印)																																						
月 日 殿																																						
遊漁料 円 NO _____																																						
<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>(表)</p> <p>(裏)</p>																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">注 意 事 項</td> <td style="text-align: center;">(裏)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。 (2)監視係の要請あるときは本証を提示すること。 (3)本証以外の魚種、他法の使用はできません。 (4)遊漁をする場合は、免許証も併用するとの旨の遊漁料は1,000円を附加した額とする。 (5)違反行為をした者は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することができます。</p> </td> </tr> </table>			注 意 事 項		(裏)	<p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。 (2)監視係の要請あるときは本証を提示すること。 (3)本証以外の魚種、他法の使用はできません。 (4)遊漁をする場合は、免許証も併用するとの旨の遊漁料は1,000円を附加した額とする。 (5)違反行為をした者は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することができます。</p>																																
注 意 事 項		(裏)																																				
<p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。 (2)監視係の要請あるときは本証を提示すること。 (3)本証以外の魚種、他法の使用はできません。 (4)遊漁をする場合は、免許証も併用するとの旨の遊漁料は1,000円を附加した額とする。 (5)違反行為をした者は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することができます。</p>																																						

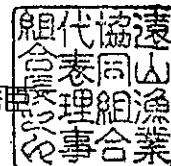
様式第3号	遊漁承認証(1年券)	現 行	
		様式第3号	遊漁承認証(1年券)
年度	遊漁承認証	改 正 後	
<p style="text-align: center;">中堅地力からお断り、 ◆山田川水位にセダム放流によるダム・発電所の作業などがない ◆魚礁が河口上流後に出現しないことを確認してください。</p>			
<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>(1)黄色の標本正味から見易い。 (2)遊漁監視員の持来るときは 本証と連携すること。 (3)養配以外の魚、遊漁の使用は できません。 (4)本証は他人に貸与または譲渡 できません。 (5)本証は再発行できません。 (6)規則に違反した者は遊漁を 中止させることができます。</p>			
<p style="text-align: center;">写 真</p>			
NO _____	(住所)	NO _____	(住所)
<p style="text-align: center;">承認期限 魚種 魚口 遊漁区域 遊漁料 発行年月日 発行者 下伊那漁業組合</p>		<p style="text-align: center;">承認期限 魚種 魚口 遊漁区域 遊漁料 発行年月日 発行者 才</p>	
<p style="text-align: center;">(氏名) (年齢) (年齢) (年齢)</p>			

30遠漁発第 32号  
平成30年7月11日

長野県知事  
阿部 守一 様

遠山漁業協同組合

代表理事組合長 宇佐美 秀忠



### 遊漁規則変更認可申請書

平成25年12月6日付長野県指令25園畜第903号の19で認可のあった、内共第6号第5種協同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので認可してください。

記

(添付書類)

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 変更しようとする新旧条項を記載した書面 | 1部 |
| 2 変更しようとする理由を記載した書面   | 1部 |
| 3 第58回通常総代会議事録 (写し)   | 1部 |

## 遠山漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則 変更理由

### 1 中部電力の注意文の変更

(変更理由)

中部電力株式会社から、遊漁承認証（日釣券及び年券）の水難事故防止PR印刷文面（注意文）の変更についてお願いがありました。これは、小規模な堰堤についてはサイレンを設置していないため、誤解を招くことのないよう、このサイレンに係る文言を変更したいという目的でした。

当組合では、従来から当組合の遊漁承認証に中部電力の注意分を印刷してまいりましたが、当組合遊漁規則には本件の記載がされておりませんので、平成31年4月1日からの来年度の游漁証から新注意文を記載するよう、遊漁規則を変更するものであります。

(変更前)

様式第1号、様式第2号

中部電力からのお願い

- ◆ダム・発電所の作業による川の水位変動にご注意ください。
- ◆サイレンが鳴ったら川から上がってください。

(変更後)

様式第1-1号、様式1-2号、様式第2-1号、様式2-2号

中部電力からのお願い

- ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

### 2 遊漁承認証(日釣券)記載事項の一部変更について

(変更理由)

日釣券の記載事項について、組合員等からいつの日釣券かがはっきりわかるようにして欲しいとの要望があったことと、河川現場売りの金額が日釣券に記載されていなかっただことに対して指摘があったため、平成31年4月1日から日釣券の様式を一部変更するものであります。

### 3 オンライン販売（つりチケ）の遊漁承認証の新設による様式の変更

(変更理由)

この遊漁承認証への記載事項は、様式第1-1号、様式第2-1号は変更ありませんが、オンライン販売（つりチケ）という新しい販売方法であることから、それぞれを様式第1-2号及び様式第2-2号を追加してこれを新設します。

そして、様式第1-2号及び様式第2-2にも、中部電力の新注意文はこれに記載するものとし、来年度平成31年4月1日より施行します。

なお、オンライン販売（つりチケ）を導入するのは、売上増のために新しい釣客、特に若者の遊漁者を増やすこと、同時に密漁者（時間帯が早くて買えなかった等）を減らし収入増へつなげることを目的としています。

変更後		現行	
<p>(様式第1-1号) 表 遊漁承認証(日釣券)裏 下線部空欄</p> <p>No _____</p> <p>年度 遊漁承認証 (日) 釣券 当日限の有効 年月日 No. _____</p>		<p>(様式第1号) 遊漁承認証(1日券) 裏 遊漁承認証 (日) 釣券 承認 年月日 No. _____</p>	
<p>注 意 事 項</p> <p>1、遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行して下さい。 2、本組合員の係員および監視員から本証の提示を求められただちに提示して下さい。 3、本証は他人に貸与してはならない。 4、他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5、本証は再発行しません。 6、魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。 ●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p> <p>※中部電力からのお願い ◆降雨水に生えうだらム放流およびダム・発電所の作業時ならびに放障院には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>		<p>注 意 事 項</p> <p>1.遊漁中は必ず本証を持行してください。 2.本組合の係員及び監視員から本証の提示を求められただちに提示して下さい。 3.本証は他人に貸与してはならない。 4.他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5.本証は再発行しません。 6.魚類増殖保護上必要な法律、規則制限はせひお守りください。 あまご、いわなは全長15cm以下は採捕してはならない。</p>	
<p>遊漁料 2,000円 (河川環境汚染料は2,700円) ●全魚種 遊漁区域 遠山川本支流 ○漁具・漁法 幸釣り(1人1本) 上記以外の魚法厳禁 (発行者) 遠山漁業協同組合</p>		<p>遊漁(日) 釣 年 度 No. 平成 氏名 全魚種 遊漁区域 遠山川本支流 漁具漁法 幸釣 1人 1本 上記以外の漁法禁 止 承認 月 日 年 度 No. 平成 氏名 月 日 遊漁料 2,000円</p>	
		<p>付 則 この規則は、平成31年4月1日から実施する。 (行政庁の認可の日、平成年月日)</p>	

現 行  
(様式第2号)

遊 漁 承 認 証 (1年券)

遠山漁業協同組合		No. _____	
写真	年 鈎 承 認 証 平成 年度		
	遊漁区域	遠山川本支流	
	遊漁料	七千円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	全 漁 遊 漁	竿釣一本	漁具漁法
	(注 意 事 項) ※いわな・あまごは全長15cm以下は採捕してはいけません。 ※遊漁者は遊漁規則を厳守し、遊漁中は必ず本証を着用してください。		
住所	_____	氏名	_____

改正案  
(様式第2-1号)

遊 漁 承 認 証 (1年券)

下線部変更

年 度	遠 山 漁 業 協 同 組 合	No. _____	
写真	年 鈎 遊 漁 承 認 証	年 月 日 ~ 年 月 日	
		全 漁 遊 漁	
	遊漁方法	竿釣 1人1本	
	(注意事項) ● いわな・あまごは全長15cm以下は採捕してはいけません。 ● 遊漁者は、遊漁規則を厳守し、遊漁中は必ず本証を着用してください。(写真の入っていない物は使用出来ません)。		
住所	_____	氏名	_____
※中部電力からのお願い ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。			

付 則  
この規則は、平成31年4月1日から実施する。  
(行政庁の認可の日、平成 年 月 日)

改正後	現行
<p>株式会社 遊漁承認証（1日券） オンライン販売による日釣游漁証 日釣承認証</p> <p>遊漁料 2,000円 (現場売り2,700円)</p> <p>魚種、遊漁区域 全魚種、遠山川本支流 竿釣 (1人1本)</p> <p>年 月 日</p>	<p>[新設]</p> <p>遠山漁業協同組合</p> <p><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行してください。</li> <li>2.監視員から本証の提示を求められた時に提示して下さい。</li> <li>3.本証は他人に貸与してはならない、</li> <li>4.他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。</li> <li>5.本証は再発行しません。</li> <li>6.魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。 ●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</li> </ol> <p>※中部電力からのお願い  ◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに 故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p> <p><b>付 則</b>  この規則は、平成31年4月1日から実施する。  (行政庁の認可の日、平成 年 月 日)</p>

改 正 後	現 行														
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">様式第2-2(Ⅱ)</td> <td style="width: 90%;"> <p style="text-align: center;">遊漁承認証（1年券） オンライン販売による年釣游漁証 年釣承認証</p> <p style="text-align: right;">般</p> </td> </tr> <tr> <td>遊漁料</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td>魚種、遊漁区域</td> <td style="text-align: right;">全魚種、遠山川本支流</td> </tr> <tr> <td>漁具、漁法</td> <td style="text-align: right;">竿釣（1人1本）</td> </tr> <tr> <td>承認期間</td> <td style="text-align: right;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">写真</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">遠山漁業協同組合</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行してください。</li> <li>2.監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。</li> <li>3.本証は他人に貸与してはならない。</li> <li>4.他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。</li> <li>5.本証は再発行しません。</li> <li>6.魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。        ●いわば、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</li> </ul> <p style="text-align: center;">※中部電力からのお願い</p> <p style="text-align: center;">◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに 故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>		様式第2-2(Ⅱ)	<p style="text-align: center;">遊漁承認証（1年券） オンライン販売による年釣游漁証 年釣承認証</p> <p style="text-align: right;">般</p>	遊漁料	7,000円	魚種、遊漁区域	全魚種、遠山川本支流	漁具、漁法	竿釣（1人1本）	承認期間	年 月 日～ 年 月 日		写真		遠山漁業協同組合
様式第2-2(Ⅱ)	<p style="text-align: center;">遊漁承認証（1年券） オンライン販売による年釣游漁証 年釣承認証</p> <p style="text-align: right;">般</p>														
遊漁料	7,000円														
魚種、遊漁区域	全魚種、遠山川本支流														
漁具、漁法	竿釣（1人1本）														
承認期間	年 月 日～ 年 月 日														
	写真														
	遠山漁業協同組合														
<b>付 則</b> この規則は、平成31年4月1日から実施する。 (行政庁の認可の日、平成 年 月 日)															